

令和５年度
第８回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和５年１０月３０日（月）

ところ：一宮市役所木曽川庁舎３階

第３研修室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第8回総会 議事録

令和5年10月30日（月）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農用地利用集積計画決定について

日程第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 許可取消し（3条）報告について

報告第4号 許可取消し（5条）報告について

報告第5号 現況証明報告について

報告第6号 一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について

<出席委員>

（農業委員：16名）

1 番 酒井 敏夫	2 番 岩田 良彦
3 番 奥 智子	4 番 熊澤 宣明
5 番 坂井 利弘	6 番 林 泰江
7 番 近藤 篤誼	8 番 （欠席）
9 番 岩田 健司	10 番 （欠席）
11 番 小島 かな子	12 番 内藤 秀基
13 番 青山 真由美	14 番 佐々 均
15 番 浅野 富士男	16 番 星野 幸代
17 番 （欠席）	18 番 杉本 ひろ子
19 番 江寄 正雄	

（農地利用最適化推進委員：14名）

1 番 木村 光雄	2 番 伊藤 末雄
3 番 伊藤 則夫	4 番 後藤 一敏
5 番 重松 健三	6 番 （欠席）
7 番 木全 博	8 番 （欠席）

9 番 安田 正雄
11 番 青山 豊
13 番 梶田 政弘
15 番 市川 隆久
17 番 川井 達朗

10 番 (欠席)
12 番 後藤 充治
14 番 森 義光
16 番 大宮 憲治

<欠席委員>

(農業委員：3名)

8 番 佐野 正実
17 番 成瀬 宏満

(農地利用最適化推進委員：3名)

6 番 柴山 守男
10 番 立山 克生

10 番 酒井 正明

8 番 浅井 孝義

<事務局>

事務局長 加藤 勝明
課長補佐 近藤 周二

専任課長 角田 篤彦
主 査 神尾 伊吹

開 会 (午後2時00分)

【加藤事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和5年度第8回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【加藤事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後２時０５分）

【熊澤議長】

それでは、ただいまから、第８回総会を開催いたします。本日の出席委員は、１９名中１６名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第１「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【熊澤議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。７番 近藤篤誼委員さん、９番 岩田健司委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第２「提出議案」を議題とします。

はじめに、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたしますが、議案第１号４７番につきましては、江寄正雄委員さんが関係する案件となります。一宮市農業委員会総会会議規則第１５条の規定により、議事に参与できませんので、ご退席いただき、この案件を先に審議させていただきますのでよろしくお願いします。

<江寄正雄委員 退席>

【熊澤議長】

事務局、議案第１号４７番を説明願います。

【近藤課長補佐】

それでは、議案第１号４７番についてご説明申し上げます。事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。ページをめくりまして、３ページをご覧ください。

本案は、農地法第３条の規定による許可申請です。４７番につきましては、家族間の贈与のため所有権の移転をされるものです。なお、本件申請地は、令和３年３月２６日付にて、売買による所有権移転のため３条許可を受けた農地です。権利設定に錯誤があったため、許可の取消しを行った後、贈与による所有権移転のため改めて３条許可の申請を行うものです。

許可の取消しにつきましては、報告第３号「許可取消し（３条）報告」にて

上程いたします。

以上、農地法第3条許可1件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

【浅野委員】

報告事項の第3号の説明で、令和3年3月26日付けで一宮市農業委員会で許可が得てから2年半くらい経っていますが、2年半経ってから錯誤ということですか。

【熊澤議長】

暫時休憩します。

休 憩（午後2時15分）

再 開（午後2時55分）

【熊澤議長】

会議を再開します。
事務局説明願います。

【加藤事務局長】

申請者に聞き取りをいたしましたところ、当初、所有権移転で許可を受けましたが、知識不足のため本来は贈与とすべきものであったため、その判断に時間を要し、今回錯誤として許可取消しを行い、新たに許可申請をされたものです。

【熊澤議長】

他にご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

他にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手多数と認めます。よって、議案第1号47番については、原案どおり可決・決定することといたします。

<江寄正雄委員 自席に戻る>

【熊澤議長】

引き続き、議案第1号を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の1ページをご覧ください。引き続き、議案第1号についてご説明申し上げます。

申請内容は、先ほどご審議いただきました47番を除き、所有権移転8件です。詳細は、2ページから3ページとなります。

39番につきましては、家族間の贈与のため所有権を移転されるものです。つづきまして、40番から42番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。つづきまして、43番、3ページの44番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。つづきまして、45番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。つづきまして、46番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。

以上、農地法第3条許可8件につきましては、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

他にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手多数と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

それでは、4ページにお戻りください。議案第2号について、ご説明申し上げます。

本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転8件、賃借権設定5件、使用貸借権設定6件です。詳細は、5ページから8ページとなります。

5ページの141番から7ページの151番につきましては分家住宅、152番につきましては診療所を建築するものです。以上、12件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。つづきまして、153番から8ページの157番につきましては駐車場、158番につきましては駐車場兼資材置場、159番につきましては資材置場として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段に記載されているとおりです。

以上、農地法第5条許可19件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手多数と認めます。よって、議案第２号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第３号「農用地利用集積計画決定について」を議題とします。
まず、議案第３号 権利設定の３番から９番につきましては、酒井正明委員さんが関係する案件となります。一宮市農業委員会総会会議規則第１５条の規定により、議事に参与できませんので、ご退席いただき、この案件を審議させていただきますので宜しくお願いします。

＜酒井正明委員 退席＞

【熊澤議長】

事務局、議案第３号 権利設定の３番から９番を説明願います。

【近藤課長補佐】

議案第３号 権利設定の３番から９番について、ご説明申し上げます。

本案は、農用地利用集積計画の決定についてです。１１ページをご覧ください。

３番から９番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して、貸し手と借り手の間で使用貸借権の設定を行うものです。

以上、農用地利用集積計画７件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

他にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第３号 権利設定の３番から９番につい

ては、原案どおり可決・決定することといたします。

＜酒井委員 自席に戻る＞

【熊澤議長】

次に、議案第３号 権利設定の１２番から１７番、それから、所有権移転の１番につきましては、江寄正雄委員さんが関係する案件となります。一宮市農業委員会総会会議規則第１５条の規定により、議事に参与できませんので、ご退席いただき、この案件を審議させていただきますので宜しくお願いします。

＜江寄委員 退席＞

【熊澤議長】

事務局、議案第３号 権利設定の１２番から１７番、所有権移転の１番を説明願います。

【近藤課長補佐】

議案第３号 権利設定の１２番から１７番について、ご説明申し上げます。提出議案の１２ページをご覧ください。

１２番から１７番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して、貸し手と借り手の間で使用貸借権の設定を行うものです。

次に議案第３号 所有権移転の１番について、ご説明申し上げます。初めに農業経営基盤強化促進法による所有権移転について、簡単に説明させていただきます。（農業経営基盤強化促進法による所有権移転の補足説明）

それでは、１４ページをご覧ください。１番につきましては、譲渡人、譲受人の双方より所有権移転による利用集積の申出があり、所有権移転を行うものです。

以上、農用地利用集積計画７件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号については、原案どおり可決・決定することといたします。

<江寄委員 自席に戻る>

【熊澤議長】

次に、日程第3「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第3号「許可取消し（3条）報告について」
 - ・報告第4号「許可取消し（5条）報告について」
 - ・報告第5号「現況証明報告について」
 - ・報告第6号「一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について」
- を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第6号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページから3ページの7件です。つづきまして、4ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、5ページから10ページの所有権移転21件、賃借権設定4件、使用貸借権設定3件、通行地役権設定1件です。つづきまして、11ページをご覧ください。報告第3号は、許可取消し（3条）報告についてです。今月の報告は、12ページの1件です。取消事由につきましては、提出議案第1号47番にてご説明したとおりです。つづきまして、13ページをご覧ください。報告第4号は、許可取消し（5条）報告についてです。今月の報告は、14ページの1件です。1番につきましては、令和5年6月20日付で駐車場にて許可を受けましたが、土地所有者から契約解除の申し入れがあったため、許可の取

消しを行ったものの報告です。つづきまして、15ページをご覧ください。報告第5号は、現況証明報告です。今月の報告は、16ページの3件です。つづきまして、17ページをご覧ください。報告第6号は、一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告についてです。今月の報告は、18ページから19ページの6件です。

以上、報告第1号から報告第6号まで一括してご報告申し上げました。よろしく願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第6号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第6号までご承認いただいたものといたします。

【熊澤議長】

それでは、以上をもちまして、本日の議案審議を終了します。

本日、皆様に配布しております、議案書2冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございます。

閉 会（午後3時25分）

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 熊澤 宣明

署名者 近藤 篤誼

署名者 岩田 健司